

岐阜はつらつ職場づくり推進要綱

1 趣旨

岐阜県内の経済情勢は、東日本大震災や円高等の影響からの改善傾向が鈍る中、労働者を取り巻く環境も依然として厳しく、賃金不払や解雇のほか、賃金不払残業（サービス残業）を背景とした長時間労働等の申告・相談件数は高水準にあります。また、過労による脳・心臓疾患等やパワーハラスメント等の職場環境に起因するメンタルヘルス不調の発症など、健康障害の拡大も心配されています。

このような状況を踏まえ、企業における労働時間管理の適正化を一層進めることで長時間労働の抑制を図るとともに、メンタルヘルスカケアを含む健康管理対策の推進による健康障害の防止に取り組むことで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが、職場、家庭及び地域社会にとって重要な課題となっています。

このため、岐阜労働局では、仕事と生活の調和を実現し、はつらつと働くことができる職場づくりをめざすため、職場における労使はもとより、労使団体、関係団体及び関係行政機関の連携の下、総合的な施策を展開します。

2 目標

労働時間管理の適正化やメンタルヘルスカケアを含む健康管理対策を一層進めることで、長時間労働を抑制し、脳・心臓疾患や精神障害の発症をなくし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られた、誰もが健康で安心して働くことができる、はつらつとした職場づくりをめざす。

3 重点事項

- (1) 労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消
- (2) 時間外労働の削減と年次有給休暇の取得促進
- (3) メンタルヘルス対策の促進
- (4) 健康診断の確実な実施及び有所見者に対する事後措置の確実な実施
- (5) 長時間労働を行った労働者に対する保健指導の確実な実施
- (6) 育児・介護を契機とした職業生活と家庭生活の両立
- (7) パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止

4 取組事項

- (1) 「はつらつ職場づくり宣言」の実施勧奨
- (2) はつらつ職場づくりの意義を県内に幅広く周知するためのセミナー等の実施
- (3) 「はつらつ職場づくりキャンペーン期間」を設定し、はつらつ職場づくり実現のための集中的な啓発・指導等の実施

5 施行日

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。